

パインブリッジ全世界厳選プレミアム株式ファンド (毎月決算・予想分配金提示型)

追加型投信／内外／株式

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書(交付目論見書)です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて提供または交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	株式	その他の資産 (投資信託証券 (株式一般))	年12回(毎月)	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ [https://www.imaj.or.jp/] をご参照ください。

- この目論見書により行う「パインブリッジ全世界厳選プレミアム株式ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月11日に関東財務局長に提出しており、2025年11月27日にその届出の効力が生じております。

- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は請求目論見書に添付されております。

- 当ファンドは、商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認します。

- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

委託会社 **パインブリッジ・インベストメンツ株式会社**
(ファンドの運用の指図を行います。)

- 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第307号
- 設立年月日：1986年11月17日
- 資本金：1,000百万円
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：404,471百万円 (2026年4月末現在)

照会先

[電話番号] 03-5208-5858(営業日の9:00~17:00)
[ホームページ] <https://www.pinebridge.co.jp/>

受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

1.

ファンドの目的・特色

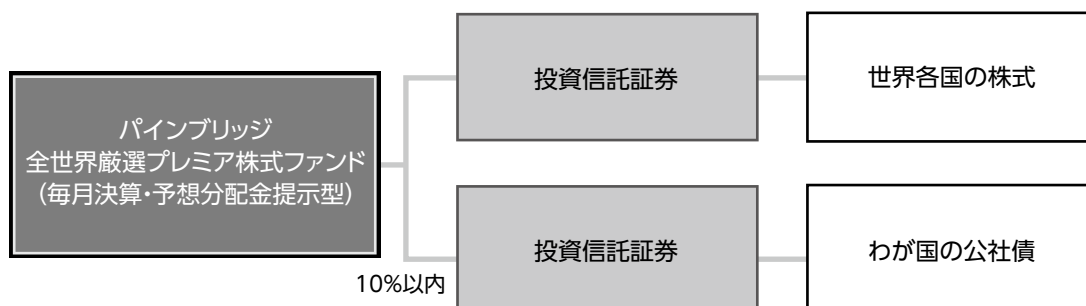
ファンドの目的

主として投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式およびわが国の公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

- 1 日本を含む世界各国の取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式に投資を行う投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。））およびわが国の公社債に投資を行う投資信託証券に投資を行い、中長期的に信託財産の成長を目指します。

<ファンドの仕組み図>



- 2 投資信託証券への投資は、原則として高位に保つことを基本とします。投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から委託会社が選択します。なお、指定投資信託証券については見直すことがあります。
- 3 日本を含む世界各国の取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式を主な投資対象とする投資信託証券への投資は、原則として高位に保つことを基本とします。
- 4 わが国の公社債を主な投資対象とする投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 5 実質組入れの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

年12回(毎月の各15日(休業日の場合は翌営業日))決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。原則として決算期末の前営業日の基準価額(1万口当たり。支払済みの分配金累計額は加算しません。)が11,000円以上の場合は、以下の金額の分配を行うことを目指します。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

各決算期末の前営業日の基準価額	分配金(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案した分配金額
11,000円以上 12,000円未満	200円
12,000円以上 13,000円未満	300円
13,000円以上 14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

※分配対象額が少額な場合、各決算期末の前営業日から当該決算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、上記の分配を行わないことがあります。

※基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額が上記の基準価額の水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。

※分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。

※あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。(ただし、わが国の公社債を主な投資対象とする投資信託証券への投資を除きます)
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブへの直接投資は行いません。デリバティブへの実質投資はヘッジ目的に限定します。投資対象の投資信託証券においてヘッジ目的以外でデリバティブを使用した場合、投資対象から速やかに除外し、他の投資信託証券への投資に変更します。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<当ファンドの運用担当者に係る事項>

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 ポートフォリオ・マネジメント部

運用担当者：3名、平均運用経験年数：21年

担当業務内容：当ファンドの設定・解約に伴う投資信託証券の売買の指図、

外国籍投資信託証券のモニタリング・情報収集等(2026年4月末現在)

追加的記載事項

<投資対象となる指定投資信託証券の概要>

※2026年4月末現在、委託会社が知りうる情報等を基にした指定投資信託証券の概要です。

パインブリッジ・グローバル・フォーカス・エクイティ・ファンドの概要

- 主として世界各国の企業の株式等に投資し、中長期的に信託財産の成長を目指します。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- 1発行体当たりのエクスポージャーは、ファンド純資産の10%以内とします。

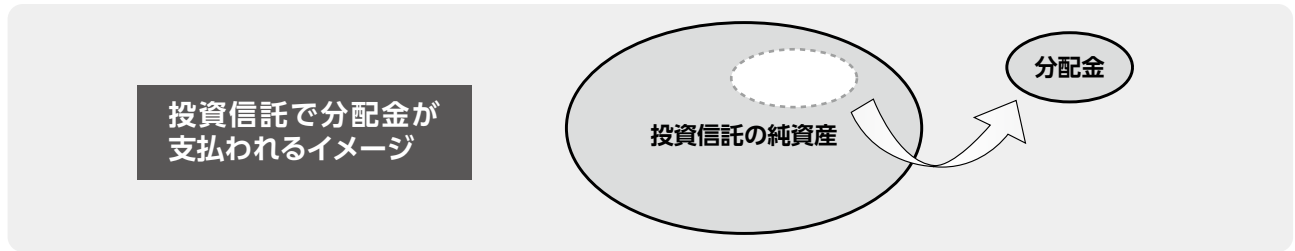
形 態	： アイルランド・ダブリン籍／契約型外国投資信託
投 資 顧 問 会 社	： パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド
管 理 会 社	： パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド
管理事務代行会社	： ステート・ストリート・ファンドサービス(アイルランド)リミテッド
信 託 報 酬	： 純資産総額に年0.65%の率を乗じて得た額
主 要 投 資 対 象	： 世界各国の株式
設 定 日	： 2005年7月29日

パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンドの概要

- 主として独立行政法人住宅金融支援機構が発行している貸付債権担保住宅金融支援機構債券に投資することにより、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。
- 原則として、日本国債と同等またはそれ以上の格付けを付与されている銘柄に投資を行い、信用リスクの低減を図ります。

収益分配金に関する留意事項

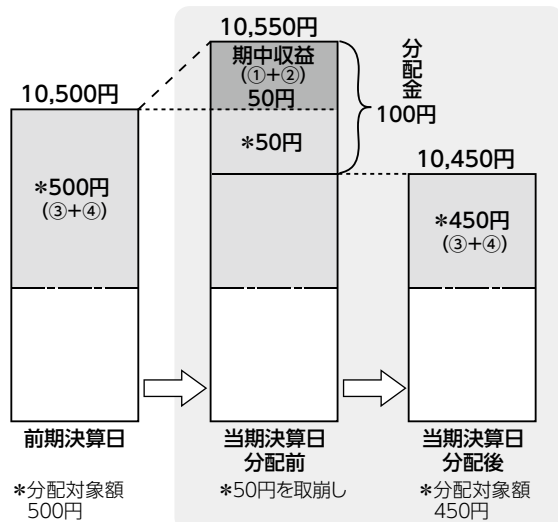
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



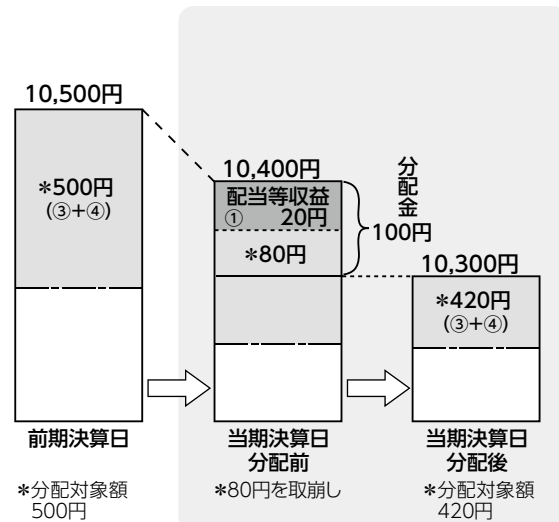
- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

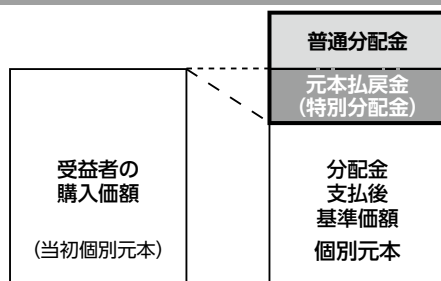


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



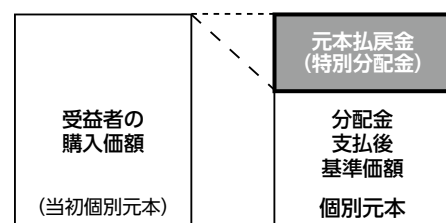
※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



2.

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、実質的に値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りです。

価 格 変 動 リ ス ク	当ファンドが投資する有価証券等の価格は、一般に、経済・社会情勢、発行体の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	当ファンドは外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクを伴います。外国為替相場は、金利動向、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受けて外貨建資産の価値が変動し、基準価額が下落することがあります。一般に、円安は基準価額の上昇要因に、円高は基準価額の下落要因となります。
カ ン ト リ ー リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合等には、当該投資対象国・地域へ投資する資産の価値の大幅な下落や投資資金の回収が制限される場合があり、これらの影響を受け基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
流 動 性 リ ス ク	組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け、基準価額が下落することがあります。
信 用 リ ス ク	組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・元本・償還金の支払不能または債務不履行等の影響を受け基準価額が下落することがあります。
金 利 変 動 リ ス ク	金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

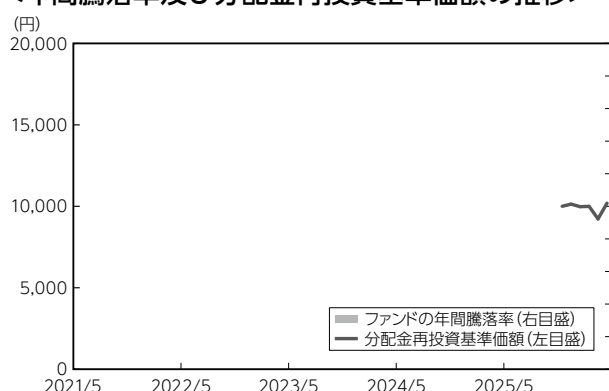
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 大量の解約の発生や市場環境の急変等により組入資産の流動性が低下し、基準価額が下落することや、換金の申込みの受付停止や換金代金の支払遅延の可能性があります。
- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されるため、投資対象の投資信託証券と当ファンドの基準価額の算出タイミングに時差がある場合、投資対象の投資信託証券の基準価額の算出遅延・停止、繰上償還等が当ファンドの基準価額、購入・換金等に影響する場合があります。特に、当ファンドは日本を含む世界各国の取引所上場（これに準ずるものを含みます。）株式を主な投資対象とする投資信託証券に集中的に投資するため、当該ファンドの受付停止の影響を受け、当ファンドの設定・解約を停止する可能性があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

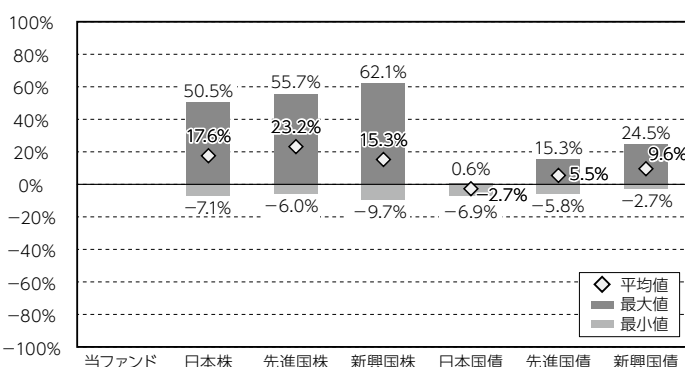
- 運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。
- 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。内部統制委員会等が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

参考情報

<年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>



<代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2021年5月～2026年4月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドは2025年11月28日設定のため、当ファンドの騰落率の平均値・最大値・最小値は記載していません。また、分配金再投資基準価額の推移は2025年11月～2026年4月を記載しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

※当ファンドは既払分配金がありませんので、分配金再投資基準価額と基準価額は同一です。

●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数 (TOPIX) 配当込み

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス (配当込み・円ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (ヘッジなし・円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数 (TOPIX) 配当込みは、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、J P X が有しています。

MSCIコクサイ・インデックス (配当込み・円ベース) および MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円ベース) は、MSCI Inc. が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

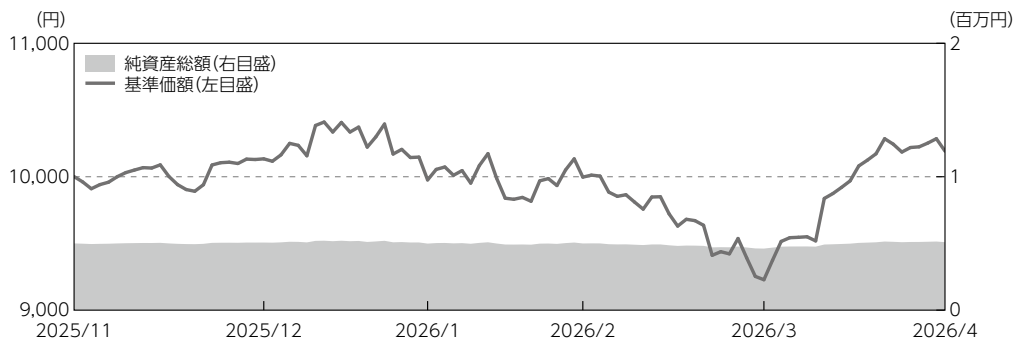
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (ヘッジなし・円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLC が算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

3.

運用実績

基準価額・純資産の推移

(設定日～2026年4月末)



(2026年4月末現在)

基準価額
10,192 円
純資産総額
0.5百万円

分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2026年 4 月	0円	—	—
2026年 3 月	0円	—	—
2026年 2 月	0円	—	—
2026年 1 月	0円	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

(2026年4月末現在)

パインブリッジ・グローバル・フォーカス・エクイティ・ファンド	88.96%
パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド	0.00%
キャッシュ等	11.04%

●パインブリッジ・グローバル・フォーカス・エクイティ・ファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	業種	投資比率(%)
アメリカ	NVIDIA CORP	情報技術	7.6
アメリカ	ALPHABET INC CL A	コミュニケーション・サービス	6.2
アメリカ	MICROSOFT CORP	情報技術	5.1
アメリカ	UNION PACIFIC CORP	資本財・サービス	4.5
アメリカ	BANK OF AMERICA	金融	4.0
アメリカ	META PLATFORMS INC CLASS A	コミュニケーション・サービス	3.5
アメリカ	BROADCOM INC	情報技術	3.4
アメリカ	EATON CORP PLC	資本財・サービス	3.4
日本	KEYENCE CORP	情報技術	3.2
アメリカ	MOTOROLA SOLUTIONS INC	情報技術	3.1

※投資比率は当該ファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間／暦年ベース)



※2025年は設定日(11月28日)から年末まで、2026年は年初から4月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

4.

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	アイルランドまたはニューヨークの銀行休業日のいずれかと同じ日付の場合
申 込 締 切 時 間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2025 年 11 月 28 日 (金) から 2026 年 12 月 14 日 (月) まで ※ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資産管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で購入のお申込みを受けけない場合があります。 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象とする外国籍投資信託証券の受付停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取消すことがあります。
信 託 期 間	2050 年 11 月 30 日 (水) まで (信託設定日：2025 年 11 月 28 日 (金))
繰 上 償 還	この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは一部解約により受益権の総口数が 20 億口を下回ることとなった場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	原則として、毎月の各 15 日 (休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	年 2 回 (3 月、9 月) 及び償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に対して提供または交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA (少額投資非課税制度) の適用対象となります。当ファンドは、NISA の対象ではありません。 配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3%(税抜3.0%) の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。	購入時手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価
信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬)

当ファンドの
運用管理費用

0.913%
(税抜0.83%)

運用管理費用(信託報酬)=
運用期間中の基準価額×信託報酬率

(委託会社)

0.11%
(税抜0.1%)

委託した資金の運用等の対価

(販売会社)

0.77%
(税抜0.7%)

交付運用報告書等各種資料の提供・送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

(受託会社)

0.033%
(税抜0.03%)

運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

投資対象とする外国投資
信託証券の信託報酬等

0.65%

実質的な負担(概算値)

1.563%程度

※外国投資信託証券を100%組入れたものとして実質的な負担額(概算値)を計算しています。

その他の費用
・手数料

・ 当ファンドにおける有価証券売買時の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の保管費用等が、その都度信託財産から支払われます。また、当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券の信託事務等に要する諸費用等が当該投資信託証券より支払われます。これらは運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

・ 当ファンドの監査費用や印刷等費用が、信託財産の純資産総額の年率0.11%(税抜年0.1%)を上限として日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払われます。

売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用

監査費用は、監査法人に支払われる当ファンドの監査費用

印刷等費用は、印刷業者等に支払う法定書類(目論見書、運用報告書等)の作成・印刷・届出・交付・提供に係る費用

※ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

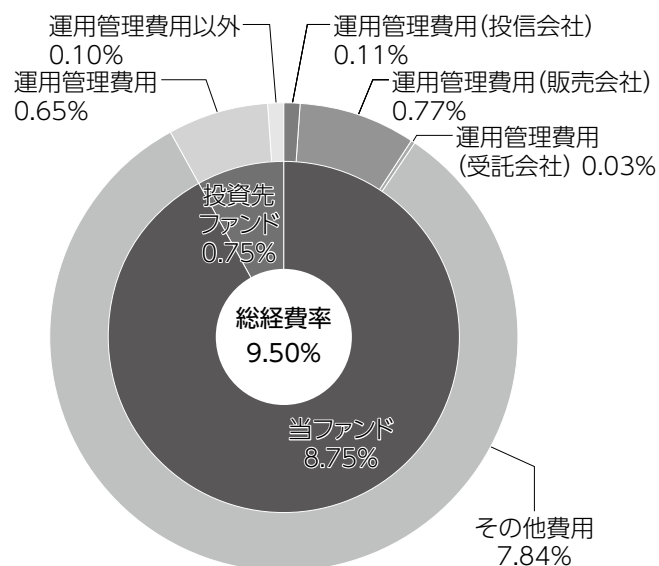
- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税及び地方税	〈配当所得として課税〉 普通分配金に対して20.315%
換金時及び償還時	所得税及び地方税	〈譲渡所得として課税〉 差益（譲渡益）に対して20.315%

- ・上記税率は2026年4月末現在のものです。
- ・外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（2025 年 11 月 28 日～2026 年 3 月 16 日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。



※当期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。）を期間中の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

※各比率は、年率換算した値です。

※投資先ファンドとは、当ファンドが組入れている投資信託証券（マザーファンドを除きます。）です。

※①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

※②③の費用は、投資先ファンドの直近入手可能な計算期間の数値を用いているため、当ファンドの期間とは異なる場合があります。

※総経費率については運用報告書にも記載しています。

※その他費用が7.84%となっていますが、当ファンドは純資産総額が少ないため、その他費用にあたる設定当初にかかるLEI取得費用や海外における保管費用等が大きな比率となっています。

総経費率 (①+②+③)	9.50%
①当ファンドの費用の比率	8.75%
②投資先ファンドの運用管理費用の比率	0.65%
③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率	0.10%